

建退共制度のご案内

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといういわば業界全体での退職金制度です。

国の制度 5 つの特長

1

国の制度なので安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。手続はきわめて簡単です。

2

退職金は企業間を通算して計算

退職金は、A企業からB企業にかわっても、それぞれの期間が全部通算して計算されます。

3

国が掛金の一部を補助

新たに加入した労働者（被共済者）については、国が掛金の一部（初回交付の手帳の50日分）を補助します。

4

掛金は損金扱い

掛金は、税法上全額について、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われます。

（法人税法施行令第135条第1号、所得税法施行令第64条第2項）

（注）資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されますので、ご注意ください。

5

経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経審において、制度に加入し履行している場合には、加点評価されます。

支部一覧表				
支部名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西3-1	011-261-6186	011-251-2305
青 森	030-0803	青森市安方2-9-13	017-732-6152	017-722-7617
岩 手	020-0873	盛岡市松尾町17-9	019-622-4536	019-653-6113
宮 城	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48	022-263-2973	022-263-3038
秋 田	010-0951	秋田市山王4-3-10	018-823-5495	018-865-2306
山 形	990-0024	山形市あさひ町18-25	023-632-8364	023-624-7391
福 島	960-8061	福島市五月町4-25	024-523-1618	024-522-4513
茨 城	310-0062	水戸市大町3-1-22	029-225-0095	029-225-1158
栃 木	321-0933	宇都宮市築瀬町1958-1	028-639-2611	028-639-2985
群 馬	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	027-252-1666	027-252-1993
埼 玉	336-8515	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048-861-5111	048-861-5376
千 葉	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1	043-246-7379	043-203-5020
東 京	104-0032	中央区八丁堀2-5-1	03-3551-5242	03-3552-5354
神奈川	231-0011	横浜市中区太田町2-22	045-201-8454	045-201-2767
新 潟	950-0965	新潟市中央区新光町7-5	025-285-7117	025-285-7119
富 山	930-0094	富山市安住町3-14	076-432-5576	076-432-5579
石 川	921-8036	金沢市弥生2-1-23	076-242-1161	076-241-9258
福 井	910-0854	福井市御幸3-10-15	0776-24-1015	0776-27-3003
山 梨	400-0031	甲府市丸の内1-13-7	055-235-4421	055-233-9572
長 野	380-0824	長野市南石堂町1230	026-228-7200	026-224-3061
岐 阜	500-8502	岐阜市藪田東1-2-2	058-276-3744	058-273-3138
静 岡	420-0857	静岡市葵区御幸町9-9	054-255-6846	054-255-5590
愛 知	460-0008	名古屋市中央区栄3-28-21	052-243-0871	052-242-4194
三 重	514-0003	津市桜橋2-177-2	059-224-4116	059-228-6143
滋 賀	520-0801	大津市におの浜1-1-18	077-522-3232	077-522-7743
京 都	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町645	075-231-4161	075-241-3128
大 阪	540-0031	大阪市中央区北浜東1-30	06-6941-3650	06-6941-3489
兵 庫	651-2277	神戸市西区美賀多1-1-2	078-997-2333	078-997-2344
奈 良	630-8241	奈良市高天町5-1	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	640-8262	和歌山市湊通丁北1-1-8	073-436-1327	073-426-3987
鳥 取	680-0022	鳥取市西町2-310	0857-24-2281	0857-24-2283
島 根	690-0048	松江市西嫁島1-3-17	0852-21-9004	0852-31-2166
岡 山	700-0827	岡山市北区平和町5-10	086-225-4133	086-225-5392
広 島	730-0013	広島市中区八丁堀11-28	082-221-0138	082-221-7898
山 口	753-0074	山口市中央4-5-16	083-924-9466	083-921-2655
徳 島	770-0931	徳島市富田浜2-10	088-622-3113	088-652-7609
香 川	760-0026	高松市磨屋町6-4	087-851-7919	087-821-4079
愛 媛	790-0002	松山市二番町4-4-4	089-943-5406	089-933-0168
高 知	780-0870	高知市本町4-2-15	088-822-6181	088-823-5662
福 岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	092-477-6734	092-477-6726
佐 賀	840-0041	佐賀市城内2-2-37	0952-26-2778	0952-24-9751
長 崎	850-0874	長崎市魚の町3-33	095-826-2285	095-826-2289
熊 本	862-0976	熊本市中央区九品寺4-6-4	096-366-5111	096-363-1192
大 分	870-0046	大分市荷揚町4-28	097-536-4800	097-534-5828
宮 崎	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19	0985-20-8867	0985-20-8889
鹿児島	890-8512	鹿児島市鴨池新町6-10	099-257-9216	099-256-9681
沖 縄	901-2131	浦添市牧港5-6-8	098-876-5214	098-870-4565

本部担当部署一覧表				
本 部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1	ニッセイ池袋ビル20階	（月～金 9:00～17:15）
企画調整課	制度全般	03-6731-2830～2831		
電子申請課	電子申請関係	03-6731-2832		
業 務 課	契約関係 更新関係	03-6731-2849 03-6731-2850	退職金関係 移動通算関係	03-6731-2846～7 03-6731-2851
事業推進課	ホームページ・広報関係	03-6731-2866～7		
履行調査課	各種調査関係	03-6731-2843		
経 理 課	共済証紙関係	03-6731-2871～2		03-6731-2874

各相談コーナー				
本 部	170-8055	東京都豊島区東池袋1-24-1	ニッセイ池袋ビル20階	03-6731-2841
東 京	104-0032	東京都中央区八丁堀2-5-1	東京建設会館内	03-3551-5276
大 阪	540-0031	大阪府大阪市中央区北浜東1-30	大阪建設会館内	06-6941-3690

他の事業本部との提携 その他の退職金制度については、下記へお問い合わせください。

- 中小企業で働く従業員の方
中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
- 清酒製造業、林業で期間を定めて雇用されている方
清酒製造業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/
- 中小企業の個人事業主または会社等の役員を対象とした退職金制度
林業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887
http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/
- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171
http://www.smrj.go.jp/

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

建 退 共

検 索



2100

品質保証工事100%発生金保証付です

01.5.60.000

建退共

建退共制度の
あらまし

けんたいきょう

加入から退職金を受け取るまで

建退共制度の手順

Step 1

契約できる人、加入できる人

契約できる事業主は？

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといないにかかわらず契約できます。



加入できる従業員は？

建設現場で働く方々なら、職種(大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転工・現場事務員など)にかかわらず、また、日給・月給に関係なく加入できます。

ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に加入している方は加入することができませんのでご注意ください。

一人親方も任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに技能習得中の者も含みます。）が集まって任意組合を作り、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなすことにより、制度を適用することになります。

なし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することになります。

Step 2

加入するには

各都道府県建設業協会内にある建退共の支部で「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」の必要事項を記入して申し込んでください。

※加入の手続に関しては、費用はかかりません。



Step 3

加入すると

加入すると、事業主には「建設業退職金共済契約者証」、現場で働く方々には「建設業退職金共済手帳」が交付されます。

事業主には？



見本



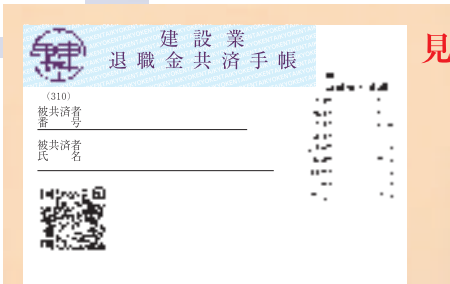
共済契約者証
(中小企業用)

現場で働く方々には？



見本

初回交付の共済手帳
(掛金助成)



見本

2冊目以降の共済手帳

Step 5

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月(21日分を1ヶ月と換算)以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。(なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。)



請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、右の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。
掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。
12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。

掛金納付年数(月数) 退職金額(単位:円)

1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723



Step 4

掛金を納めるには

共済証紙の購入は？

この制度は公共・民間工事を問わず、すべての適用となりますので、必要に応じて、もよりの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。

中小企業用共済証紙



1日券 310円



10日券 3,100円

大手企業用共済証紙



1日券 310円



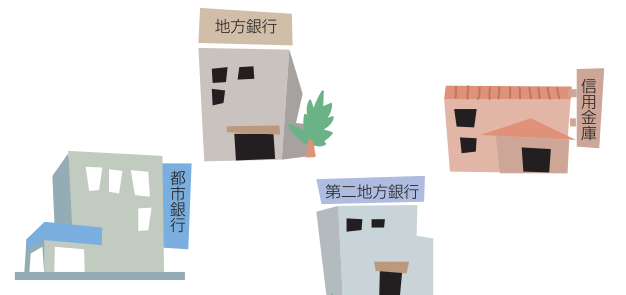
10日券 3,100円

共済証紙の貼り方は？

雇用している労働者に賃金を支払うつど（少なくとも月1回）、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印することで掛金を納めたことになります。

取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



適用標識(シール)の掲示

発注者から工事を受注した場合、現場事務所・工事現場の出入り口の見やすい場所に、標識を掲示してください。標識は建退共の支部にあります。

この工事の元請事業主は建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合、退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に参加していない下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に貼付しましょう。手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 労働者退職金共済機構
建退共事業本部
電話 03(6731)2831